

議案第 10 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 18 日提出

桐生市長 荒木 恵司

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(桐生市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 桐生市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年桐生市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(桐生市下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 桐生市下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例(令和元年桐生市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案説明

議案第10号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例案

地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係する条例中の文言整理を行うものです。